

コーポレートガバナンス ガイドライン

平成28年6月21日制定

項目	原則	対応方針
【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針】		
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方	3-1 ii	<p>当社は、「安全・安心をブランドの礎とし、人と社会に貢献します。」を経営理念とし、社会に信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主に対する受託者責任・説明責任が機能することに努めます。同時に、経営理念を具現化するため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、的確かつ迅速な意思決定・業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点、長期的な視点にもとづいたコーポレートガバナンス体制を構築することを基本とします。</p> <p>社会に不可欠なサービスの提供を通じて、株主・顧客・従業員・取引先・地域社会に対する価値創造をおこなうことにより企業価値の向上を図ります。その実現のため経営ビジョンとして「沿線深耕」を掲げ、沿線を中心とした地域社会さらには社会のニーズに応じた幅広い事業分野での事業展開を進めることで社会貢献をおこない、中長期的かつ安定的な経済的価値を生み出すことで株主価値の向上に取り組みます。</p> <p>監査役会設置会社として、監査役および監査役会が独立した客観的な立場から適切にその役割・責務を果たすことができるよう、企業会計の専門家や会社経営の経験者である社外監査役を選任するなど、監査体制の充実に努めます。</p>
コーポレートガバナンスに関する基本方針	3-1 ii	<p>当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえ、持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現するためのコーポレートガバナンスを追求するため、当社を取り巻く環境の変化に応じ適切に整備していくことをコーポレートガバナンスの基本方針とします。</p>
【株主の権利・平等性の確保】		
株主総会	1、 1-1、 1-1①~③、 1-2、 1-2①~⑤	<p>当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、あらゆる株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備をおこないます。</p> <p>具体的な取組みは、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会において、各議案に対する賛否状況を分析し、株主の意思を適切に慮り、特に、株主総会において相当数の反対票が投じられた議案については、取締役会にてその理由を分析し、以降の対応の要否について検討をおこないます。 ・あらゆる株主もその持分に応じて平等であることを認識し、株主の実質的な平等性を確保します。 ・株主に適切な会社情報を提供するために、招集通知、参考書類および事業報告の充実を図るとともに、決算短信、適時開示や当社ウェブサイトへの掲示などを随時おこないます。 ・株主が適切に議決権を行使できるように、株主総会招集通知書等を早期に発送し、速やかに当社ウェブサイトやTDNETに招集通知等に記載した情報を開示し、総会議案の十分な検討時間を確保します。 ・株主との建設的な対話の充実等のために、株主総会の開催日は、株主総会集中日を避け開催をおこないます。 ・機関投資家や海外投資家の比率を勘案しながら、その必要性に応じ株主が適切に議決権を行使できるよう、議決権の電子行使や招集通知の英訳作成など環境を整備します。 ・実質株主が信託銀行等に代わり株主総会に出席すること、自ら議決権の行使等をするを希望する場合の対応については、信託銀行等と協議して検討をおこないます。
資本政策の基本的な方針	1-3	<p>当社の資本政策は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むため、収益力と資本効率の改善を進め、投資と有利子負債を精査し株主資本の水準を保持することを基本的な方針とします。</p> <p>事業活動を通じて創出した利益の株主への還元を当社の最重要課題の一つであることを認識し、内部留保資金の確保や業績等を勘案して安定的かつ継続的に配当を実施します。</p> <p>株主資本利益率(ROE)等の財務健全性のほか、営業利益率等の効率性を図る指標を重視し、中期経営計画、有価証券報告書、適時開示などを通じて説明をおこないます。</p>
政策保有株式	1-4	<p>【政策保有に関する方針】① 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、業務提携、資金調達、地域社会との協働など経営戦略の一環として、必要と判断する企業の株式を保有することがあります。</p> <p>【取締役会における検証と保有のねらい・合理性】② 当社は、取締役会で毎年、主要な政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から将来の見通しを検証し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。</p> <p>【政策保有株式に係る議決権行使基準】③ 政策保有株式の議決権行使については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、ならびに当該企業の価値向上に資するものであるかなどを総合的に判断し、特に、次の事項があった場合は、慎重な審議のもと判断をおこなうものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績の著しい悪化が一定期間継続している場合 ・企業価値を毀損する重大な不祥事があった場合 ・取引関係に重大な変動があった場合 ・当社の株主としての利益と相反する議案である場合 ・支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策に関わる議案である場合

買収防衛等	1-5、 1-5①、 1-6	当社は、株主の利益を保護するため当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方を株主に十分かつ明確に説明し、適正な手続きを確保します。また、取締役・監査役が株主に対する受託者責任を全うする観点から、支配権の変動や大規模な希釈化が生じる増資等の資本政策をおこなう場合には、その必要性和合理性について十分検討し、適正な手続きを確保するとともに、適切に開示するなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令にもとづいて適切な措置を講ずることとしています。
【ステークホルダーとの適切な協働】		
経営理念の策定とステークホルダーとの適切な協働	2、 2-1、 3-1 i	当社は、「安全・安心をブランドの礎とし、人と社会に貢献します。」を経営理念とし、公共交通事業を核とする当社グループにおいて、安全輸送の確保を最優先の命題として、安全に関する取り組みを率先して実施します。 当社は、すべてのステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るため、当社の経営理念に則り、「沿線深耕」を掲げ具体的なアクションプランを通して、地域社会の活性化に取り組みます。 企業価値を財務的価値のみならず、これと密接な関係のある社会的価値との融合にあると捉え、顧客、取引先、地域社会、社員、株主など各ステークホルダーの共通したビジョンにもとづいて適切な協働を目指し、取締役会は、コンプライアンスを最優先とし、すべてのステークホルダーの権利や立場を尊重し、かつ適切な協働の実現に向けリーダーシップを発揮します。
行動憲章	2-2、 2-2①	当社は、経営理念に則り、企業の社会的責任を果たし、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための基本方針として次のとおり行動憲章を定め、より具体的な行動レベルでの活動を実施しています。 ・私たちは、人々に安全・安心と笑顔を提供します。 ・私たちは、地域を学び、地域と歩み、地域のために尽くします。 ・私たちは、ルールを守り、すべてのことを迅速に取り組みます。 ・私たちは、人権を尊重し、人と地球に優しい事業を行います。 ・私たちは、学び、育て、日々新鮮な気持ちで成長します。 経営理念等の策定・改訂・定期的レビューは「取締役会付議基準」で定めており、取締役会が責務を担い、グループの事業活動の第一線にまで広く浸透させ、遵守することに努めます。
サステナビリティを巡る課題への対応	2-3、 2-3①	当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応が、中長期的な企業価値の向上に重要な要素であることを踏まえ、株主ならびに顧客、取引先、債権者、従業員、地域社会などのステークホルダーと良好かつ円滑な関係の維持に努め、価値創造に向けた取り組み状況に関する情報を積極的に開示します。 鉄道、バス等公共交通を担う当社グループは、鉄道・バスが地球環境への負荷が少ない乗り物であることに加え、排ガス規制対応バス車両の導入をはじめ、駅、工場、店舗、事務所などでの環境活動をおこなうことが、当社の社会的責任であることを強く認識し、地球環境保全に資する施策を積極的に推進していくことでサステナビリティを推進します。
女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保	2-4	当社は、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することが、持続的な成長を確保するうえでの強みになると考え、女性の活躍促進を含む人材の多様性の確保を推進します。
内部通報制度	2-5、 2-5①	当社は、当社およびグループ会社の役員、社員（契約社員、パート・アルバイトなどを含む）を対象とした「京福ホットライン」を開設し、通報があった場合は、通報内容に応じた事実関係の調査、対策の立案・実行をおこなうことにより、適切な処置を講じています。また、匿名による通報を認めるとともに、内部通報に関する社内規程により通報者が通報したことを理由として不利益な処遇を受けない旨を定めています。 これら内部通報に係る体制については内部統制システムの一環として取締役会の決議により定めるものであります。
【適切な情報開示と透明性の確保】		
情報開示	3、 4-3	法令にもとづく開示を適切におこなうことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、経営に係る情報を積極的に開示し、コミュニケーションを図ります。なお、当社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めます。
【取締役会等の責務】		
機関設計	4-10、 4-10①	当社は、経営機構として監査役会設置会社を選択し、監査役および監査役会が取締役の職務執行を監査する体制をとっています。取締役会において、機能の独立性・客観性と説明責任を強化するとともに、その審議をおこなう際には、議長が社外取締役の適切な関与・助言を得るよう努めます。 任意の諮問機関については、常勤の役員と主要なグループ会社社長とで構成する常務会、さらには当社の経営幹部で構成する政策会議を定期的に開催し、実効性と機動性を高めています。
受託者責任等	4-5	取締役・監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、企業価値は財務的価値のみならず、これと密接な関係のある社会的価値も含まれることから、さまざまなステークホルダーとの協働を確保しつつ、会社および株主共同の利益のため、少数株主の権利にも十分配慮し行動します。さらに、鉄軌道事業およびバス事業をはじめとする公共交通事業を基盤としていることを認識し、地域社会に密着したサービスの提供と社会的責任を果たします。
取締役会の役割・責務	4、 4-1、 4-2、 4-3、 4-7、 4-8	取締役会においては、業務執行取締役である社内取締役5名に1名の社外取締役に構成が加わることで、業務執行に携わる者を含めた実質的な審議に、当社から独立した立場と豊富な経験・識見等を生かした観点からの助言・指摘等を十分に反映させ、様々な角度からの意見を踏まえた適切な意思決定の実現と監督機能の発揮を図ります。 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上と、収益性・資本効率などの改善を図るため、中期経営計画などを定め、その実行を推進すること、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、取締役によるリスクテイクを適切に支えていくことをはじめとする役割・責務を「取締役会付議事項」に定め、取締役会を適切に運営します。

取締役会の決定事項と経営陣に対する委任の範囲	4-1①	取締役会は、法令・定款所定事項のほか、当社グループ全体にかかる経営の基本方針や経営戦略、重要な業務執行等の決定ならびに監督をおこない、取締役は、その決定にもとづいて個別の業務執行をおこないます。
取締役会の構成	4-11、 4-11①	取締役会は、取締役会全体としてのバランスも勘案したうえで、十分な識見・知識・経験・能力等を備えた取締役で構成することを基本とし、その員数は、当社の規模や多様性の確保、審議の活発化等の観点から14名以内とします。
中期経営計画	3-1 i、 4-1②、 5-2	当社は、中期経営計画を策定・公表しており、これが株主に対してコミットメントする重要なものの一つであるとの認識のもと、その達成に向けて最善の努力をおこないます。 中期経営計画については、その目標の達成・未達成にかかわらず、結果を十分に分析したうえで、分析結果を次期中期経営計画に反映させるなど必要な対応をおこないます。
関連当事者間の取引	1-7、 4-3	当社は、主要株主等はもとより、当社の親会社である京阪ホールディングス株式会社を含む京阪グループとの取引は、独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については、取引条件およびその決定方法の妥当性を取締役会にて十分に審議したうえで意思決定をおこないます。 当社の取締役およびこれらの者が競業取引や利益相反取引等の取引が生じる場合には、事前に取締役会にて、取引条件およびその決定方法の妥当性を審議し、意思決定をおこないます。 監査役は、上記取引を独自に調査するとともに取締役会の判断および理由についても適切か否かを判断します。
内部統制	4-3②	取締役会は、内部統制システムを構築し、リスク管理体制を整備するとともに、その全般的な運用状況について定期的に報告を受け適切に監督します。 当社は、取締役に、法令および定款ならびに社会規範を遵守させ、高い倫理性を保ち責任ある判断と行動をとることを要請しており、規程として定めています。
監査役・監査役会の役割・責務等	4-4、 4-4①	監査役および監査役会は、その役割・責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、社外監査役の有する高い専門性と社内監査役の有する情報を併せることで、適法性監査に止まらず、独立した客観的な立場で、能動的・積極的に権限を行使し、適切に判断して行動することができる体制を確保しています。 監査役会は、常勤監査役1名ならびに財務・会計に関しても専門的知識を有するものとしての公認会計士である社外監査役2名で構成し、その独立性と情報収集力とを機能的に組み合わせて実効性を高めています。 各監査役は、監査役会が定めた規範に従い、取締役会あるいは常務会への出席、業務の調査等を通じ、取締役会の職務執行の監査をおこなっています。さらに、監査役会付のスタッフを配置しています。 また、監査役会と社外取締役との間で定期的に意見交換をおこない情報共有が図れる体制を整えています。
取締役候補者の指名の手続	3-1 iv、 4-3①	取締役候補者の指名については、代表取締役が所定の基準でもって評価したうえで取締役会にて審議・決定します。
取締役候補者の指名の方針	3-1 iv v、 4-3 4-7 4-9	取締役候補者については、実績・経験・見識・人格等に加え、取締役の多様性も勘案したうえで、各々の役割・責務を果たし得る人物を指名します。 さらに、社外取締役候補者については、当社からの独立性の観点から金融商品取引所の定める基準に準じ、当社グループの経営理念を理解・共有し、取締役会等においてその豊富な経験および卓越した識見を活かしていただける人物を指名します。 なお、これらにもとづく各取締役の個々の指名についての説明は株主総会参考書類に記載します。
最高経営責任者等の後継者の計画の監督	4-1③	取締役会は、将来にわたる経営に責任を持ち、最高経営責任者等の後継者のプランニングについて、その情報を共有します。そのため、専務、常務などの役付取締役、役付でない取締役の役割を明確にし、経営の意思決定に関与させることで、最高経営責任者等に求められる知識・経験・能力を徐々に培わせる体制を取っています。
監査役候補者の指名の手続	3-1 iv	監査役候補者の指名については、監査役会の同意を得るとともに、取締役会において審議・決定します。
監査役候補者の指名の方針	3-1 iv v、 4-11	監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名選任するものとし、監査役候補者については、実績・経験・識見・人格等を勘案したうえで、各々の役割・責務を果たし得る人物を指名します。 さらに、社外監査役候補者については、当社からの独立性の観点から金融商品取引所の定める基準に準じ、当社グループの経営理念を理解・共有し、監査役会および取締役会等においてその豊富な経験および卓越した識見を活かしていただける人物を指名します。 なお、これらにもとづく各監査役の個々の指名についての説明は株主総会参考書類に記載します。

社外取締役・社外監査役の独立性判断基準	4-9	金融商品取引所の定める基準に準じ、社外取締役・社外監査役の独立性の要件とします。
取締役・監査役の兼任状況	4-11②	取締役・監査役の他の上場会社の役員への就任状況については、事業報告などにおいて開示します。
取締役の報酬を決定するに当たっての手續	3-1 iii	取締役(社外取締役を除く)の報酬内容の決定に関する手續および各人別の報酬の額については、内規の定めに従い、代表取締役および社外取締役の面談をおこなったうえで、代表取締役の評価による審査に応じ、取締役会が決定します。
取締役の報酬を決定するに当たっての方針	3-1 iii、 4-2①	取締役(社外取締役を除く)の報酬は、内規の定めに従い、基本報酬と業績連動報酬からなり、年次予算計画や中期経営計画の達成状況と連動させています。社外取締役の報酬は、内規の定めに従い、定額報酬とします。
取締役および監査役の支援体制	4-8①、 4-8②、 4-12、 4-12①、 4-13、 4-13①、 4-13③	<p>管理部が取締役会の事務局を担当し、また、監査役スタッフが監査役の職務を補助するとともに、監査役会の事務局を担当します。</p> <p>当社は、取締役および監査役の支援ならびに取締役会における審議の活性化を図り、当社における適切な意思決定の実現と監督機能の発揮について実質的に担保するため、次の取り組みをおこないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会の運営は「取締役会規則」に準じるほか、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換に努めます。 ・取締役会の審議の活性化を図るため、事前にと取締役会資料を配布し、要望に応じ経営状況の把握に必要な資料を提供します。 ・取締役会の年間スケジュール、予定議題は日程調整のうえ事前に決定するとともに、必要な審議時間を十分確保すべく、審議項目、開催時間を適宜調整します。 ・それぞれ事務局は、各取締役・監査役から情報提供の要望がある場合、速やかに必要な情報を提供し支援をおこないます。 ・内部監査部門である監査室が、定期的に各部署における業務内容チェックを行い、取締役会に報告し連携を図ります。
取締役・監査役へのトレーニングの方針	4-14、 4-14①、 4-14②	取締役・監査役に対して、取締役・監査役それぞれの役割・責務に応じ必要な説明等をおこないます。また、社外取締役・社外監査役については、当社の経営理念・事業・財務組織等についても重点を置き説明をおこないます。
取締役会の実効性についての分析・評価	4-11、 4-11③、 4-13	取締役会は、取締役会全体の実効性について、取締役会の運営、審議等に関する意見交換等を通じて分析・評価し、その結果の概要を開示します。
会計監査人に関する対応	3-2、 3-2②	<p>会計監査人による適正な監査を担保するため、高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保し、代表取締役・財務担当役員などとのコミュニケーションを図り、さらに監査役、内部監査部門との情報交換の実施などにより十分な連携を確保するなど、適切な監査環境を提供します。</p> <p>会計監査人が不備・問題点を指摘した場合や不正を発見し適切な対応を求めた場合は、その重要性に応じて取締役および監査役がこれにあたり、適切な対応をおこないます。</p>
会計監査人の選定と評価	3-2①	監査役会にて、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めています。さらに、監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の選定および評価にあたって、監査役会が定める「会計監査人の評価・選定基準に係る実務指針」の規定に従い、会計監査人の職務の執行状況、監査体制、独立性および専門性などが適切であるかについて確認をおこないます。
【株主との対話】		
株主との建設的な対話に関する方針	5、 5-1、 5-1①~③	<p>当社は、株主・投資家に当社および当社グループに対する理解を深め、正しく評価いただくため、IR活動を通じて経営にかかわる情報を積極的に開示し、コミュニケーションを図ります。また、主要な株主等からの対話の申し込みに対して、その目的により必要に応じて経営陣幹部または取締役がこれに対応することを基本とします。</p> <p>主要な株主等から対話の申し込みを受けた場合は、IR担当部署として管理部が中心となり関係部署と連携して対応するとともに、面談には必要に応じてIR担当役員等が出席します。また、その結果については、内容の重要性に応じて社長や取締役会に報告します。</p> <p>対話に際しては、インサイダー規制の観点から提供する情報について十分な注意を払います。なお、株主に対し株主総会終了後に「けいふくレポート」を発行するほか、当社ウェブサイト上でIRニュースや決算短信などを公開することにより、迅速・公平な情報開示をおこないます。</p>

以上